（前のページより続き）

労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について　三
（厚生労働省）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　三

〔公　告〕

諸　事　項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
預金保険の保険料率、企業年金基金変更関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として地域医療対策支援臨時特例交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一六〇号）（財務省）

1　外国為替等の売買に伴う損益の計算の方法の一部を改めることとした。（第四六条関係）

2　エネルギー需給構造高度化対策として、非化石エネルギーを利用する設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金の交付並びにエネルギーの使用の合理化又は電気の需要の平準化に資する設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金の交付を追加することとした。（第五〇条関係）

3　電源立地対策として、原子力損害賠償支援機構に対して行う原子力損害賠償支援機構法（平成二三年法律第九四号）第六八条の規定に基づく交付金の交付を追加することとした。（第六二条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**預金保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六一号）（金融庁）

1　預金保険機構の危機対応勘定における預金保険機構による借入金及び債券発行の限度額を三五兆円とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一六二号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約により支払う再保険金額は、保険会社が支払う保険金額が一、〇〇〇億円（改正前八五〇億円）を超える場合に、一、〇〇〇億円を超えて三、六二〇億円（改正前三、四八八億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、三、六二〇億円を超える部分については六万六、三八〇分の六万六、〇七六を政府が支払うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令を公布する政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六十四号を削り、第六十五号を第六十四号とし、第六十六号から第六十九号までを一号ずつ繰り上げ、第七十号を削り、第七十一号を第六十九号とし、第七十二号から第七十六号までを二号ずつ繰り上げ、第七十七号を削り、第七十八号を第七十五号とし、第七十九号から第八十九号までを三号ずつ繰り上げ、第九十号を削り、第九十一号を第八十七号とし、第九十二号を第八十八号とし、第九十三号を第八十九号とし、第九十四号を削り、第九十五号を第九十号とし、第九十六号から第九十九号までを五号ずつ繰り上げ、第百号を削り、第百一号を第九十五号とし、第百二号から第百五号までを六号ずつ繰り上げ、第百六号を削り、第百七号を第百号とし、第百八号から第百十一号までを七号ずつ繰り上げ、第百十二号を削り、第百十三号を第百五号とし、第百十四号を削り、第百十五号を第百六号とし、第百十六号を第百七号とし、第百十七号を削り、第百十八号を第百八号とし、第百十九号を第百九号とし、第百二十号を削り、第百二十一号を第百十号とし、第百二十二号から第百五十八号までを十一号ずつ繰り上げ、同条に次の十一号を加える。